

セルフメディケーション税制に伴う証明書発行について

○対象者の条件

個人として、以下の3点すべてに当てはまっていること。

- (1) 確定申告をする人が健康診査など「一定の取組」を行っている。
- (2) 自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために、総額12,000円以上のスイッチOTC医薬品を購入している。
- (3) 同一年度に従来からある医療費控除を利用していない。

上記の3点のいずれにも当てはまっている。

上記の3点のいずれかに当てはまっていない。

セルフメディケーション税制の**対象**です。
(1)の「一定の取組」を行ったことが分かる**領収書**や**結果通知表**の提出が必要です。

対象外です。

○確定申告に必要なもの

- (1) スイッチOTC医薬品の領収書やレシート
- (2) 確定申告をする人が「一定の取組」を行ったことが分かる領収書や結果通知表

※ 神奈川県後期高齢者医療の被保険者の方
横浜市健康診査を受診した場合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が発行する証明書が必要です。

※ 横浜市国民健康保険の被保険者の方
横浜市国民健康保険特定健康診査を受診し、(2)が無い場合は、横浜市が発行する証明書が必要です。

○横浜市健康診査の受診証明書の申請方法

- (1) 各区保険年金課の後期高齢者医療担当窓口にて「横浜市健康診査票(75歳～)」の本人控えをお持ちください。
- (2) 「証明依頼書」に必要事項を記入してください。(用紙は窓口で用意してあります。)
- (3) 後日、被保険者あてに神奈川県後期高齢者医療広域連合から証明書を郵送します。

○横浜市国民健康保険特定健康診査の証明書の申請方法

- (1) 各区保険年金課の窓口にて「横浜市国民健康保険特定健康診査」の受診歴の確認を依頼します。
- (2) 受診歴が確認できたら、「証明依頼書」に必要事項を記入してください。(用紙は窓口で用意してあります。)
- (3) 「証明依頼書」は、庁内メールで、局保険年金課特定健診等担当へ送付します。
- (4) 後日、被保険者あてに局保険年金課特定健診等担当から証明書を郵送します。

◎セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは

個人が、健康診査などの一定の取組(※1)を行った上で、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のためにスイッチOTC医薬品(※2)を購入した場合、その総額が12,000円を超えるときは、税の確定申告の際、超える部分の金額を確定申告対象年中の総所得額から控除することができます。(上限88,000円)

これは平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間の医療費控除の特例措置で、従来からある医療費控除との併用はできません。

※1 一定の取組とは、次のことが該当します。なお、確定申告をする人がいずれかをおこなっている必要があります。

- ① 予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種)
- ② 市(区)町村が実施するがん検診
- ③ 勤務先で実施する定期健康診断
- ④ 特定健康診査(いわゆるメタボ検診)
- ⑤ 市(区)町村や健康保険組合(後期高齢者医療広域連合など)が実施する健康診査(人間ドッグ、各種健診など)

※2 スイッチOTC医薬品とは、医療用医薬品を一般の薬局で購入できるように転用された医薬品をいいます。厚生労働省のホームページに「対象品目一覧」が掲載されています。